

Weekly Report

第328号
平成27年9月14日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年度税制改正に向けた各府省庁の要望

平成28年度税制改正に向けて、各府省庁が出した要望には以下のような事項があります。

◎法人実行税率の引下げ・・・税率引下げ幅の上乗せを図り、法人実行税率を早期に20%台に引下げる。

◎役員給与等に係る税制の整備・・・上場企業等を対象に、役員給与の損金算入範囲を見直し、多様な業績連動報酬や株式報酬の導入を促進する。

◎企業版ふるさと納税の創設・・・地方公共団体が行う一定の地方創業事業に企業が寄附をした場合、法人税及び法人住民税から税額控除できる制度を創設。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充・・・免税対象となる一般物品の最低購入金額を5千円以上（現行は1万円超）に引下げる。

◎取引相場のない株式の評価方式の見直し・・・評価方法の一要素となる上場企業の株価の上昇に伴う中小企業の税負担増大を踏まえ、税制措置等を見直す。

◎3世代同居に係る税制上の軽減措置の創設・・・
*3世代同居を目的とした改修を行った場合、ロー

ン残高の5%を所得税額から控除する、*被相続人と3年以上同居している等の一定要件を満たす親族が相続により居住用宅地を取得した場合、小規模宅地特殊による軽減幅を90%（現行80%）に引上げる。

◎結婚・子育て資金に係る贈与税非課税措置の拡充・・・非課税対象に、*不妊治療費のうち薬局に支払う医療品代、*産後健診費用、などを加える。

◎金融所得税の一体化・・・商品先物取引の決済差損益等を上場株式等との損益通算の対象に含める。

改正派遣労働者法が成立し、9月30日執行

改正により、派遣期間制限が見直され、専門26業務か否かに関わりなく、以下の制限が適用されます（9月末時点で既に凍結されている派遣契約は、契約終了まで改正前の期間制限が適用）。

①派遣先事業者単位の期間制限・・・同一の派遣先事業所で受入れができる期間は、原則3年が限度（過半数労働組合等への意見聴取により延長可）

②派遣労働者個人単位の期限制限・・・同一の派遣労働者を派遣先における同一の組織単位（「課」など）で受入れ出来る期間は、原則3年が限度。

なお、10月から、派遣先が違法派遣を受け入れた場合、派遣労働者に直接雇用契約を申込んだとみなす労働契約申込みみなし制度が施行されます。

国民年金の10年後納付制度は今月末まで

納め忘れた国民年金保険料は原則、2年を経過すると時効により納付できませんが、24年10月から過去10年間の保険料を納付できる後納制度が実施されています。

この後納制度は、3年間の時限措置のため今月末で終了となります。ただし、10月からは過去5年間の保険料を納付できる新たな後納制度が開始されます（30年9月までの時限措置）。

なお、後納制度を利用する場合は、申込書を年金事務所へ提出する必要があります。